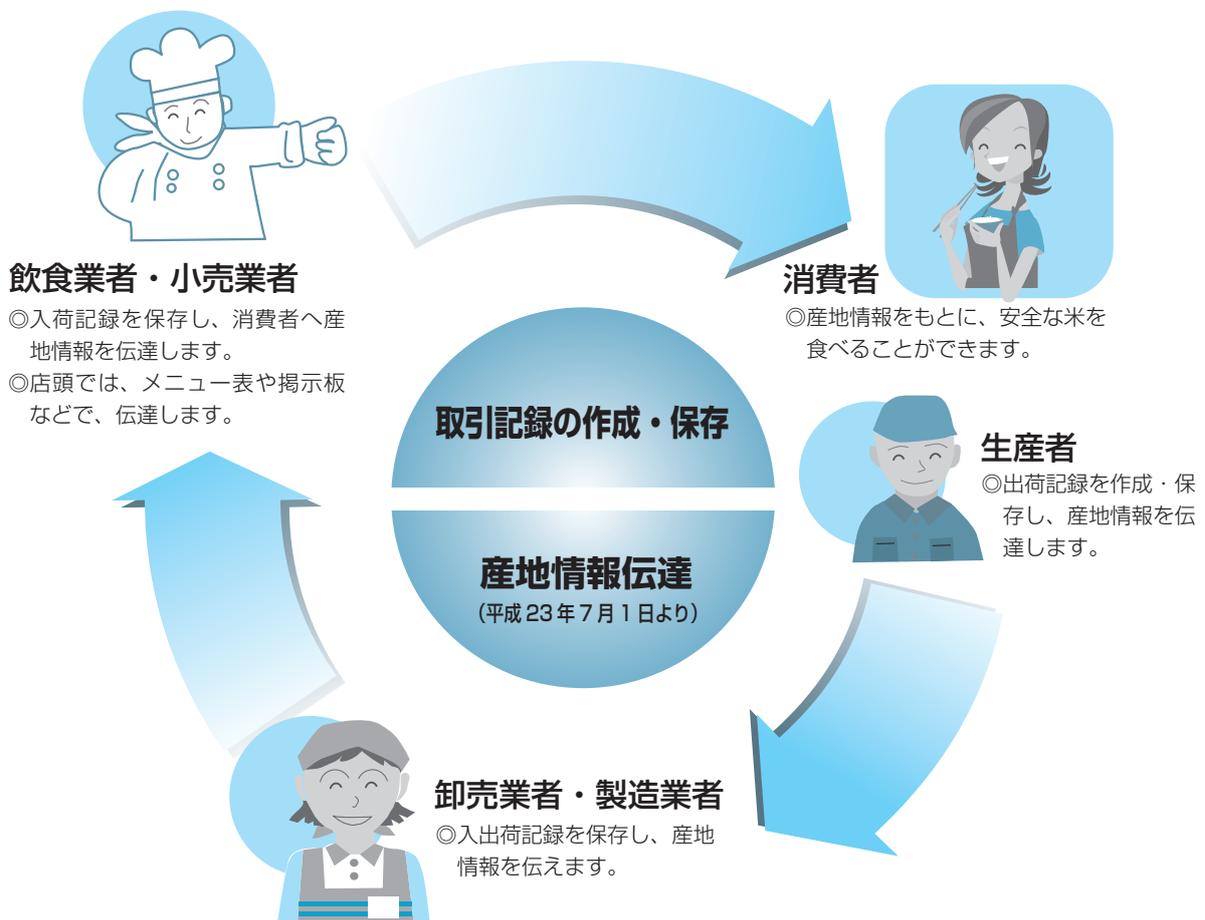


食の安心・安全を守る飲食店にできること

# 米トレーサビリティ法

米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）が、平成21年4月に公布されました。そのため、米・米加工品に関わる全ての事業者が以下の取り組みを行うことが義務となっています。

国民の命を守る飲食業界として、これからも安全で安心できる食事の提供のために、米トレーサビリティ法を正しく知ることから始めましょう。



全国飲食業生活衛生同業組合連合会

# Rice Traceability

## 記録

## 取引等の記録の作成・保存

米・米加工品を①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合、その記録を作成し、保存しなければなりません。（原則として3年間）

実際の取引で交わされる伝票類（帳簿も可）に以下の事項が記載され、それを保存しておくことでも義務を果たしたことになります。

## 記録事項

- 品名 —— (取引において通常用いている名称)
- 産地 —— (「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- 数量 —— (取引において通常用いている単位)
- 年月日 —— (搬出入した日 ※受発注日でも可)
- 取引先名 —— (取引先の氏名又は名称)
- 搬出入した場所 —— (その場所が特定できるような名称及び所在地)



## 記載例

納品書(控) 売上 伝票 No.00000					
お客様 No.000000 〒□□□-□□□□ 〇〇県〇〇市〇〇町△△-□□ 株式会社 レストラン〇〇 様			納品日：平成 23 年 1 月 19 日		
TEL.027-000-0000 FAX.027-000-0000					
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。					
№	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	A x x x x x	〇〇県産 コシヒカリ (10 kg)	4	x x x x	x x x x x
2	B x x x x x	〇〇県産 ミニトマト M		x x x	x x x x
3	C x x x x x	〇〇県産 レタス LL		x x x	x x x x
4	D x x x x x	〇〇県産 ほうれん草 M		x x x	x x x x
5	E x x x x x	〇〇県産 長ネギ M		x x x	x x x
備考				消費税 (5%)	x x x
				総 額	x x x x x
株式会社□□□ □□支店 〒□□□-□□□□ 〇〇県〇〇市〇〇町△△-□□ TEL.027-000-0000 FAX000-0000					

搬入場所

産地

品名

数量

年月日

取引先の名称  
搬出場所

納品書等にこういう記載があれば、OK です。

# 伝達

## 取引等に伴う産地情報の伝達

(平成 23 年 7 月 1 日施行)

飲食店で消費者に米飯類を販売する場合、取引先の業者より伝達された産地情報に基づいて、メニュー表や店内の掲示板などで産地情報を伝達しなければなりません。

お店入口の立て看板や店内配布のチラシ、ショップカードなどに記載することも可能です。

MENU	
オムライス (アメリカ産米)	680 円
カレーライス (国産米)	680 円
カツカレー (国産米)	880 円
ハヤシライス (国産米)	680 円
海老グラタン	880 円
海老ドリア (アメリカ産米)	880 円
チキンドリア (アメリカ産米)	880 円
■定食メニュー (国産米)	
チキンカツ定食	800 円
トンカツ定食	900 円
ヒレカツ定食	980 円
海老フライ定食	900 円

### 個別メニューごとの表記例

メニューによって米穀の産地が異なる場合



### メニュー冊子に表記する例

MENU	
オムライス	680 円
カレーライス	680 円
ハヤシライス	680 円
海老ドリア	880 円
チキンドリア	880 円
■定食メニュー	
チキンカツ定食	800 円
トンカツ定食	900 円
海老フライ定食	900 円

当店で使用しているお米は、全て、〇〇県産米です

都道府県名又は代表的な地名でも可



店内の目立つところに  
ボードを置く



店内の掲示板やメニューなどに  
産地情報を表示する

## 米トレーサビリティ制度



安全で安心できるお米を提供するために

**Q** 制度の対象となる米・米加工品はどんなものがありますか？

**A** 対象品目は以下のとおりです。  
●米飯類・もち・だんご・米菓、清酒・単式蒸留しょうちゅう、みりん  
●米穀（玄米・精米）  
●米粉や米こうじ等の中間原料  
上記品目の生産者を含め、販売、輸入、加工、製造、提供を行う全ての事業者が制度の対象となります。

**Q** スーパーで購入した精米のレシートに産地が記載されていない場合は自ら記録する必要があるのですか？

**A** 飲食店において事業として使用する場合は入荷の記録・保存が必要です。レシートに産地が記載されていなければ、手書きなどで産地を追記する必要があります。

**Q** 結婚披露宴や大規模なパーティの場合、産地情報伝達はどのようにしたら良いのですか？

**A** 披露宴やパーティを契約し代金を支払う者または実際に食事をする者のいずれかに対して、産地情報の伝達を行う必要があります。

**Q** 罰則規定はあるのですか？

**A** 生産者から小売業者、飲食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティ確保のため、伝票保存していなかった場合は、50万円以下の罰金が適用になります。  
また、一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、それに従わなかった場合には、50万円以下の罰金が適用になります。

米トレーサビリティ法 食の安心・安全を守る飲食店にできること

平成23年3月

全国飲食業生活衛生同業組合連合会 〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館

Rice Traceability